

京都市洛西ふれあいの里条例の一部を改正する条例（平成23年10月31日京都市条例第13号）（保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課）

京都市洛西ふれあいの里に置く療護園，更生園及び授産園について，次の事業を廃止し，障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスに係る事業を行うこととしたことに伴い，当該事業に係る利用資格及び利用料金を定めることとしました。

この条例は，平成23年11月1日から施行することとしました。

区 分	事 業
療 護 園	法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設としての事業
更 生 園	法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設としての事業
授 産 園	旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設としての事業

京都市洛西ふれあいの里条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年10月31日

京都市長 門川 大作

京都市条例第13号

京都市洛西ふれあいの里条例の一部を改正する条例

京都市洛西ふれあいの里条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「社会的及び経済的自立の促進」を「福祉の増進」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 法第5条第1項に規定する障害福祉サービス(次号に掲げるものを除く。)のうち、別に定めるものを行う事業

(2) 法第5条第12項に規定する施設入所支援(以下「施設入所支援」という。)を行う事業

第2条中第3号から第5号までを削り、第6号を第3号とし、第7号から第11号までを3号ずつ繰り上げる。

第4条及び第5条を次のように改める。

(実施する事業)

第4条 療護園においては、次の事業を行う。

(1) 第2条第1号に掲げる事業のうち、別に定めるもの

(2) 第2条第2号に掲げる事業

(3) 第2条第8号に掲げる事業

(利用資格及び入所定数)

第5条 前条第1号及び第2号に掲げる事業に関し療護園を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 利用しようとする当該事業に関して法第19条第1項に規定する支給決定を受けた障害者

(2) 提供を必要とする当該事業に関して身体障害者福祉法第18条第1項に規定する措置を受けた者

(3) 提供を必要とする当該事業に関して身体障害者福祉法第18条第2項に規定する措置を受けた者

2 療護園の入所定数（施設入所支援に係るものに限る。）は、50人とする。

第6条第1項中「第2条第1号及び第5号」を「第4条第1号及び第2号」に、「前条第1項第1号及び第2号」を「前条第1項第2号及び第3号」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 利用料金は、法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額並びに当該者に係る食事の提供に要する費用及び居住に要する費用に相当する額として別に定める額の合計額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

第7条を次のように改める。

（実施する事業）

第7条 デイ・サービスセンターにおいては、次の事業を行う。

- (1) 第2条第1号に掲げる事業のうち、別に定めるもの
- (2) 第2条第8号に掲げる事業

第9条各号列記以外の部分中「デイ・サービスセンター」を「第7条第1号に掲げる事業に関しデイ・サービスセンター」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 利用しようとする当該事業に関して法第19条第1項に規定する支給決定を受けた障害者
- (2) 提供を必要とする当該事業に関して身体障害者福祉法第18条第1項に規定する措置を受けた者

第9条第3号及び第4号を削る。

第10条第1項中「第2条第4号」を「第7条第1号」に、「に限る」を「を除く」に改め、同条第2項中「生活介護を行う事業に関し」を削る。

第11条及び第12条を次のように改める。

（実施する事業）

第11条 更生園においては、次の事業を行う。

- (1) 第2条第1号に掲げる事業のうち、別に定めるもの
- (2) 第2条第2号に掲げる事業
- (3) 第2条第3号に掲げる事業
- (4) 第2条第8号に掲げる事業

（利用資格及び入所定数）

第12条 前条第1号及び第2号に掲げる事業に関し更生園を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 利用しようとする当該事業に関して法第19条第1項に規定する支給決定を受けた障害者
- (2) 提供を必要とする当該事業に関して知的障害者福祉法第15条の4に規定する措置を受けた者
- (3) 提供を必要とする当該事業に関して知的障害者福祉法第16条第1項第2号に掲げる措置を受けた者

2 前条第3号に掲げる事業に関し更生園を利用することができる者は、利用しようとする当該事業に関してその費用を支給する旨の市長の決定を受けた障害者とする。

3 更生園の入所定数（施設入所支援に係るものに限る。）は、60人とする。

第13条第1項中「第2条第2号、第5号及び第6号」を「第11条第1号から第3号まで」に、「前条第1項第1号及び第2号」を「前条第1項第2号及び第3号」に改め、同条第2項第1号を削り、同項第2号中「第2条第5号」を「第11条第1号及び第2号」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「第2条第6号」を「第11条第3号」に、「短期入所」を「法第5条第9項に規定する短期入所」に改め、同号を同項第2号とする。

第14条を次のように改める。

（実施する事業）

第14条 授産園においては、次の事業を行う。

- (1) 第2条第1号に掲げる事業のうち、別に定めるもの
- (2) 第2条第8号に掲げる事業

第16条を次のように改める。

（利用資格）

第16条 第14条第1号に掲げる事業に関し授産園を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 利用しようとする当該事業に関して法第19条第1項に規定する支給決定を受けた障害者
- (2) 提供を必要とする当該事業に関して知的障害者福祉法第15条の4に規定する措置を受けた者

第17条第1項中「第2条第3号」を「第14条第1号」に、「前条第1項第1号」を

「前条第2号」に改め、同条第2項中「附則第21条第2項」を「第29条第3項」に改める。

第18条中「第2条第7号から第11号まで」を「第2条第4号から第8号まで」に改める。

附則第2項の前の見出し、同項及び附則第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別表第1第2条第7号に掲げる事業の用に供する部分の項中「第2条第7号」を「第2条第4号」に改め、同表第2条第8号から第11号までに掲げる事業の用に供する部分の項中「第2条第8号から第11号まで」を「第2条第5号から第8号まで」に改める。

附 則

この条例は、平成23年11月1日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)